福島市一般廃棄物処理基本計画(素案)への委員意見について

No	≪書面での意見(会議後)≫	該当ページ	計画への反映(案)
1	・素案P10　ごみ分別区分と出し方 ごみ分別について現在は黄紙が多くあり徹底できていない状況。周知徹底を図る方法が求められる。 ・素案P44　市民との共創による適正排出の推進 「市民とともに目指します」とあるが、具体的な目標を提示すべきである。 ・素案P46　ごみの減量化・資源化の推進 他地区での成功例があれば明示してほしい。	P10 P44 P47-48	・素案P10　ごみ分別区分と出し方 ⇒周知広報は基本方針の全般に関わる重要な視点として注力して取り組んでまいります。 ・素案P44　市民との共創による適正排出の推進 ⇒本施策は、適正排出に向けた市民の意識・行動の醸成を目的としているため、定量的な目標設定が困難な面がありますが、主な施策の例示や取組内容の説明を追記し、具体性を高めイメージしやすいよう表現を修正しました。 ・素案P46　ごみの減量化・資源化の推進 ⇒本計画では全般に基本的な方向性を示すこととしており、個別事例については記載はいたしませんが、各地区におけるごみの減量化・資源化の好事例については、今後も情報収集し、情報共有の促進などを検討してまいります。
2	福島市は特産品が果実であり、街路樹も多い町です。 剪定では多くの枝が廃棄物として出されます。 農地で燃やして処分するにも消防署への許可など手続きが大変です。 薪ストーブの材料への取り組みもなされていますが、薪ストーブの普及が 多くありません。 細かいチップにして畑の肥料にする、という農家もありますが数は多くありません。 結果、多くの選定樹木がゴミとして焼却されています。 ≪国の補助金を利用してバイオマス加工場を作ることはできないでしょうか？≫ 現在再エネに環境省も力を入れています。今なら補助金を利用できます。 剪定された樹木、雑草等をバイオマスに加工できれば、それらがエネルギー資源として 利益を生むことも期待できます。	P51	バイオマス発電については、ごみの減量化・資源化や再生可能エネルギーの利用につながることが期待されますが、市内で発生する剪定枝等の安定的な量の確保や発電による効果、事業に要する費用などの費用対効果について精査する必要があることから、3－③において施策の活用可能性の一部として位置付け、現段階では、今後の検討事項とさせていただきます。
3	廃棄物処理基本計画(素案)の図及び表の最終年度は5年のもあれば6年度のものがほとんどである。 この計画は令和9年〇月の発行されると記載されていますので早くとも9年4月以降の発行ではいかと思われます。 資料としては8年は無理ですがせめて7年度の数字を図もしくは表に表示してほしい。 すでに8年の9月になったので7年度の数字は確定されていると思いますがいかがでしょうか。	全般	計画の全般について、令和7年度まで確定している指標については差し替えを行いました。
4	1. 現状分析と目標設定に対する意見 【対象:22ページ「2-2-2 事業系ごみ」および 38ページ「3-1-1 基本目標」】 具体的な支援策と周知徹底の要望: 令和12年度の事業系ごみ目標(17,400t以下／約40%削減)達成に向け、前計画の未達成要因である事業者間の意識格差を埋めるには、大きな負担や意識改革が伴います。 そのため、単なる削減要請にとどまらず、他県の具体例なども交えた行政による実効性ある「支援策」の提示と、資源化の徹底に向けた周知徹底を要望いたします。 2. 具体的な提案(要望) ①「手引き」の周知および排出実態の「見える化」に向けた仕組みづくり 　福島市作成の「事業系ごみの適正処理と減量化・資源化の手引き」を各事業所へ積極的に配布・周知し適正処理を徹底するとともに、いわき市や郡山市の事例を参考に、まずは大規模事業所を対象とした「排出実績および減量目標」の定期報告制度を導入し、排出量の「見える化」と各事業所の自己管理体制を確立していただきたい。 ②紙資源および食品ロスの資源化・リサイクル支援の強化 事業系ごみの多くを占める「紙類」について、回収業者に関する情報提供やマッチング支援(特に管理会社未設置の事業所へのアプローチ)を行い、古紙問屋等へ安価・円滑に排出できるよう回収業者に関する情報提供やマッチングの場を設けるなど、民間同士の連携を後押しする環境を整備してほしい。また、「ふくしまタベスケ」の推進に加え、事業用生ごみ処理機の導入補助制度の見直し(上限額引き上げ等)や、地域農家等と連携した「肥料化・飼料化ループ(地域循環共生圏)」の構築に向けた支援を強化していただきたい。 3. 期待される効果 ・意識格差の解消: 周知と支援の徹底により、全事業所の減量意識を底上げする。 ・目標達成の実効性向上: 排出量の「見える化」により、令和12年度の削減目標達成を確実にする。 ・資源循環の促進: 民間連携や補助金の拡充により、地域全体のリサイクルを活性化させる。 4. その他 【対象:15ページ　リサイクル比率・18ページ　≪表2-1-4 県内他市との比較≫】 　福島市のリサイクル率(11.6%)に対し、いわき市は約2倍の22.1%と高い水準を示している。 この取り組みや背景にある要因について詳細を把握し、福島市における施策のヒントとして活かすべきと考えます。	P47 P50 P18-19 (リサイクル率)	1. 現状分析と目標設定に対する意見 ⇒事業系ごみの削減目標達成に向け、特に紙ごみの資源化に重点を置いた施策を進めてまいります。古紙組合との実証事業による回収ルートの構築や、民間事業者への資源化の情報提供など、他市事例も踏まえた取組を検討し、事業者が紙ごみを資源化しやすい環境の整備を進めてまいります。 2.具体的な提案(要望) ① ⇒2－②において、事業系ごみの適正処理と減量化・資源化を促進するため、新たな啓発資料の作成や既存の資料等も活用しながら、事業者への分別・排出方法等に関する周知・啓発を進め、適正処理の徹底を図ってまいります。 排出実績や減量目標の定期報告制度については、他自治体の取組状況や効果等を参考にしながら、本市における排出実態の把握や事業者の自己管理を促進するための手法として、今後検討してまいります。 ② ⇒ご提案いただいた民間事業者への資源化の情報提供やマッチング支援など、民間事業者での受入れ等を通じて再資源化につながる方法が選択されるよう取組を検討し、事業者が資源化しやすい環境の整備を進めてまいります。また、「ふくしまタベスケ」等による食品ロス削減の取組を進めるとともに、支援制度については具体的な補助条件等を基本計画に位置付けることはそぐわないことから、3－②において必要な支援の可能性を検討する旨記載しました。 4.いわき市のリサイクル率が高い背景には、焼却灰を資源化していることや、製品プラスチックなど、本市では行政回収を実施していない品目についても資源回収を行っていることが要因の一つとして考えられます。 　本市においても、リサイクル率の向上に向け、他自治体の先進事例を参考に施策の検討に活かしてまいります。

福島市一般廃棄物処理基本計画（素案）への委員意見について

No	≪第1回審議会内での意見≫		計画への反映（案）
5	古着の回収について、具体的施策へ反映してもらいたい。	P47	古着の回収は、資源循環の推進やごみの減量化に有効な取組の一つであると認識しています。本計画では、基本方針2－①「家庭系ごみの減量化・資源化の推進」、基本施策2－③「新たな視点によるごみの減量化・資源化の推進」に関する施策において、古着などの資源化について、品目拡大や拠点回収を記載しており、今後も、既存の回収体制や民間事業者との連携を含め、古着の有効活用を推進してまいります。
6	集積所に残置された処理困難物の処分が町会等の負担となっているため、処分費用への補助が難しい場合は、不法投棄の防止や原因者への指導強化など、負担軽減に向けた対策を講じていただきたい。	P43	集積所に残置された処理困難物については、町会等の負担となっていることを認識しています。ご意見を踏まえ、基本施策1－①「市民・事業者との共創による適正処理の推進」に、不法投棄の防止に向けた対策及び適正排出に関する周知啓発について記載し、集積所の管理負担の軽減に向けた方策を検討してまいります。
7	紙ごみ削減の話題から ⇒民間の適切な処理ルートを事業者に周知、情報提供について	P44	事業系紙ごみの減量化・資源化の推進として、民間の適切な処理ルートの活用が重要であると認識しています。ご意見を踏まえ、事業者に対する民間回収事業者や資源化ルートの周知・情報提供について、基本施策1－③「事業者との共創による廃棄物の抑制及び再利用の推進」に反映いたしました。
8	製品プラスチックの資源化を進めること。	P48	本計画において、基本施策2－③「新たな視点によるごみの減量化・資源化の推進」の施策として位置付けており、収集・処理体制の整備や費用対効果等を十分に検討しながら、早期の実施に向けて取り組んでまいります。
9	この計画を読んだだけでは何を実施するのか分かりにくい。玉虫色に見えてしまう。 具体的な取組を盛り込んでほしい。 「周知啓発の推進」についても具体的な取組を盛り込むことについて検討願いたい。	P43-57 P40、P44	本計画は、一般廃棄物処理行政の基本的な方向性を示す計画であり、将来的な社会情勢の変化等にも対応できるよう一定の幅を持った記載としておりますが、ご意見を踏まえ、方向性だけでなく、市民・事業者・行政の役割や、市がどのような取組を進め、どのような成果を目指すのかを、市民や事業者にとって分かりやすい計画とする観点から、可能な限り具体的な取組内容が分かるよう各基本施策に追記いたしました。 周知啓発については、計画全体に関わる重要な視点と捉えており、基本方針の冒頭部分に記載しているほか、各基本施策において具体的な取組を記載しています。1－②「市民との共創による適正排出の推進」において、広報、市ホームページ、分別アプリ、マスコミ等多様な情報発信に関する記載を追加しており、各施策の推進にあたり市民や事業者への効果的な情報発信や周知啓発に取り組んでまいります。
10	施策の提案 小学生など、若い世代への環境教育の充実 ⇒ごみ対策をテーマとした作文コンクール、分別やリサイクルの仕組みを紙芝居 　子供のころからのごみに関する知識獲得機会、若い世代への環境教育・啓発	P50	若い世代への環境教育は、ごみの減量化や資源循環に対する意識を醸成する上で重要な取組であると認識しています。いただいた意見を踏まえ、子どもや若い世代への環境教育・啓発の充実について、3－①「循環型経済（サーキュラーエコノミー）の普及啓発」に追記しました。学校等と連携した環境教育や普及啓発の充実について効果的な取組を検討してまいります。
11	施策の提案 学校給食の残飯量の把握 学校給食の食べ残し量	P66	学校給食における食べ残し量は、食品ロスの実態を把握する上で重要であるとともに、児童生徒の環境意識や食品ロス削減意識の醸成につながる有効な指標であると認識しています。関係部局と連携しながら、学校給食の残飯量の把握に努めるとともに、環境教育や食品ロス削減の啓発に活用してまいります。 なお、本計画において、食品ロス削減の基本施策のページに、給食調理くずの堆肥化に取り組んだ事例をコラムとして掲載しました。